

第1章 環境基本計画の基本的考え

1. 計画策定の背景、目的

今日の環境問題は、高度経済成長期の産業型公害から、市民生活による都市生活型公害へと変化してきています。また、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、環境問題は地球規模で広がっており、多様化・複雑化しています。

環境基本計画は、このような現在の環境問題に取り組みながら、持続可能な社会の実現を目指すための計画です。

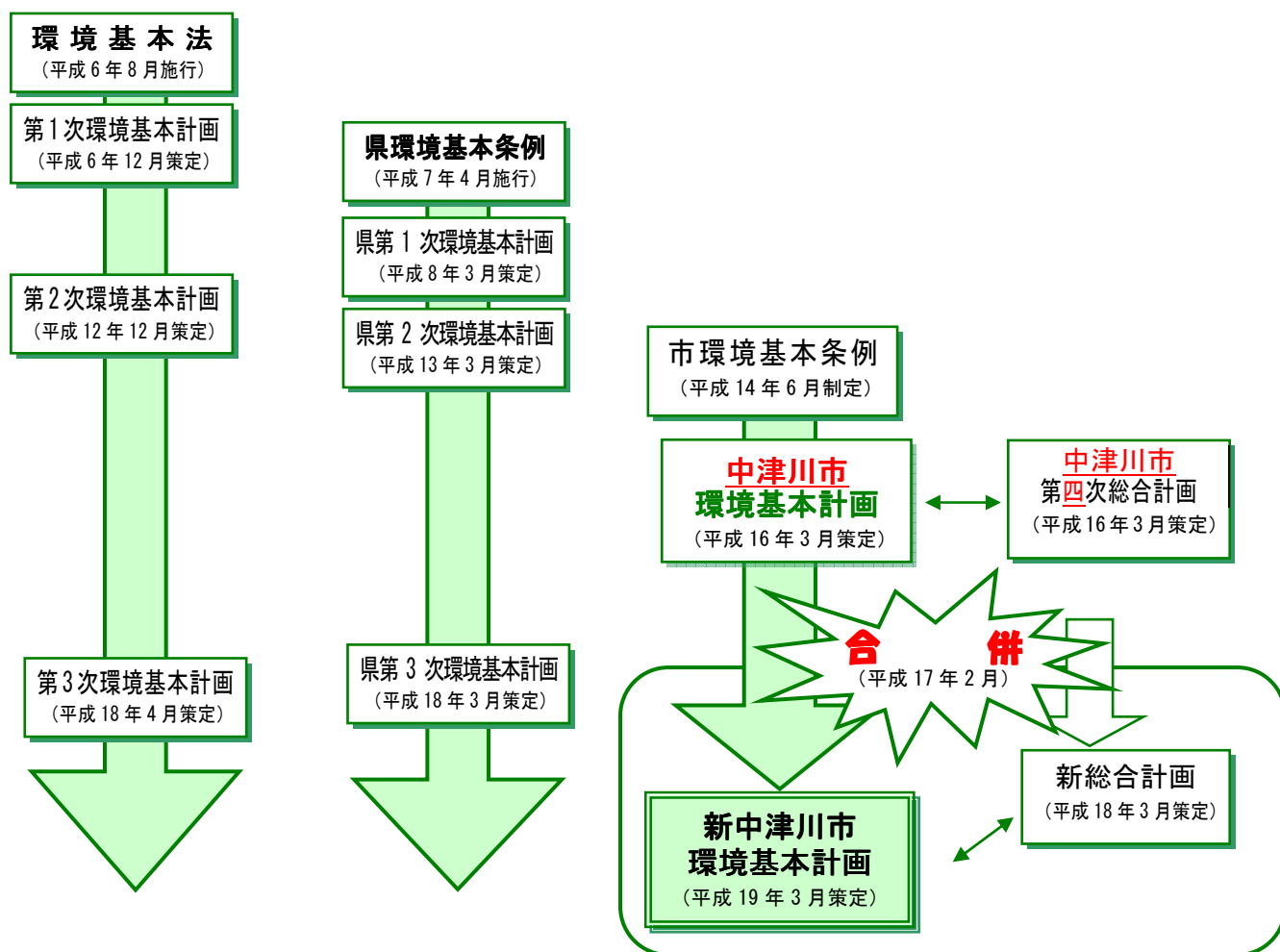
2. 計画の位置づけと役割

(1) 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、中津川市環境基本条例に基づき、平成16年3月に策定されました。

平成17年2月の合併に伴い、「新総合計画」が平成18年3月に策定されたため、今回この「新総合計画」に基づき、環境基本計画も見直しました。

なお、この計画は、市の各種計画の施策を推進するうえで、環境に関する指針となるものです。



(2) 環境基本計画の役割●

環境基本計画は、これまでの環境問題に関する対策を踏まえ、今日の地球環境問題も視野に入れながら、持続可能な社会の実現を目指した計画です。

本計画は、環境への積極的な取組みの指針となる基本計画としての役割を担います。

- ◆ **環境の現状をとらえ、問題や課題を示します。**
「当市の環境の現状を踏まえ、市民が望む環境関連サービスはなにか」あるいは「無駄となっている環境施策と課題は何かがあるのか」を新市総合計画や実施計画を踏まえ、現状や問題点、課題を本計画で示しています。
- ◆ **将来の望ましい環境像を定め、それを実現するための基本理念及び基本目標を示します。**
環境基本条例の「基本的な考え方」を踏まえて、長期的な視点で当市が目指すべき将来の「望ましい環境像」を定め、それらを実現するための「基本理念」及びその「基本目標」を本計画で示しています。
- ◆ **基本目標を達成するための個別目標を示します。**
「基本目標」を達成するために、基本目標ごとに、「個別目標」を本計画で示しています。
- ◆ **個別目標を達成するために、市民、事業者、市が行う取組みを示します。**
「個別目標」を達成するために、市民、事業者、市それぞれの立場での「取組み」を本計画で示しています。
- ◆ **環境基本計画を推進していくための体制を示します。**
今回策定した環境基本計画を推進していくための体制を本計画で示しています。

3. 計画の期間

環境基本計画は、平成 18 年度（2006 年）から平成 27 年度（2015 年）までの 10 年間を目標としています。（新市総合計画を踏まえて策定したため、新市総合計画の 1 年遅れとなります。）

なお、本計画を達成するための目標、具体的な取組みの内容等については、環境に対する社会経済情勢や環境保全、創出に関わる技術の進歩などの変化によって計画の見直しが必要となったときには、その都度適切な見直しを行います。

4. 計画の対象地域

中津川市全域（676.38km²）を対象地域としています。対象地域全体についてはもとより、中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川の各地区別についても、個別に検討しています。（旧市内の中津～神坂は平成 15 年度、合併した旧町村部は平成 17 年度に既に策定しました。）

なお、市域を越えて広域的な連携が必要となる場合には、国や関係都道府県、関係市町村と、密接な連携を図りながら施策を講じます。

5. 対象となる環境

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、日常生活から地球環境まで幅広くとらえるものとし、以下に示すとおりとします。

環境の分野	環境の範囲
①自然環境	森林・河川・池沼などの自然、生き物（動植物など）、生態系など
②社会環境	人口、産業、土地利用、交通、文化など
③生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物、エネルギーなど
④快適環境	景観、緑地、水辺、歴史・文化的資源、自然とのふれあい空間など
⑤地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の減少など

6. 計画策定体制

当初の環境基本計画は、市民代表、事業者代表、農林漁業従事者、学識経験者、環境団体などから構成される「環境基本計画市民会議」が主体となって、計画の素案を策定しました。

それを庁内の各委員の意見を聞き、最終的には市長から環境保全審議会へ諮問し、その答申を踏まえて決定しました。

今回の見直しでは、この当初計画を基本に、新たに合併により策定された「新総合計画」を基に見直しを実施しました。特に、「多様性の中の統一」による合併であることを踏まえ、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を望ましい環境像として、これをめざして見直しました。

本計画書も、市民の方や環境保全審議会の意見を踏まえて決定しました。

なお、進捗管理には、環境マネジメントシステムの手法である「PDCAサイクル」を導入し、環境に関する施策を全庁的に体系化し、個々の施策についてはできる限り数値目標化し、進捗管理を図りやすいものとすると共に、毎年その結果を公表します。

7. 各主体の役割

環境基本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

この、各主体が連携し、環境について学び、考え、行動していく運動を「全市環境ISO運動」として位置づけ、推進していきます。

この運動を推進していくためには、各主体それぞれの役割と合わせて、特に街づくりを支える‘**ちから**’の三本柱（「自助力」「互助力」「公助力」）が必要であり、新中津川市総合計画の推進と合わせてこの3つの力を強化していきます。

なお、各主体の主な役割は下記のとおりです。

